

- 第五節 「親鸞」への改名時期について—井上円氏説の批判的検証（2）—
- 第二章 「善信」史料の検討
 - 第一節 親鸞著作に登場する「善信」
 - 第二節 「房号」としての「善信」
 - 第三節 親鸞没後の混入例
 - 第一項 隆寛作『一念多念分別事』
 - 第二項 文明版『正像末和讃』（蓮如開版本）
 - 一、「文明版」八十八歳成立説について
 - 二、『正像末和讃』制作の課題意識
 - 三、「文明版」の親鸞編集説・非編集説（別人説）をめぐって
 - 四、佐々木瑞雲氏説の批判的検証
 - 五、「文明版」系祖本の成立時期について
 - 第三項 蓮光寺旧蔵本『血脈文集』の「釈善信」
 - 一、古田武彦氏の主張
 - 二、蓮光寺本の「錯簡」について
 - 三、「建保四年文書」の信憑性について
 - 四、『血脈文集』の成立について
 - 五、「建保四年文書」の挿入意図について
- 第三章 「夢告」について
 - 第一節 「行者宿報偈」をめぐって
 - 第一項 「行者宿報偈」（「女犯偈」）をめぐる初期の伝承
 - 一、『親鸞聖人御因縁』—結婚の契機—
 - 二、『親鸞聖人伝絵』—東国伝道の予言—
 - 三、「熊皮御影」讃文
 - 第二項 「夢告」をめぐる論争—「夢告」は一度か二度か—
 - 第三項 「太子廟夢告」—「善信善信真菩薩」—
 - 第二節 専修寺蔵「三夢記」の真偽について
 - 第一項 「三夢記」（建長二年文書）
 - 第二項 古田武彦氏説をめぐる論争
 - 第三項 「覚信尼」の法名について
 - 第四項 漢文文書としての「三夢記」
 - 第五項 聖教としての「三夢記」
 - 第六項 「夢告」の重さ
 - 第七項 『正統伝』『正明伝』との関連
 - 第三節 「六角堂夢告」について—親鸞の生涯を貫いた課題—
 - 第一項 「親鸞」改名説の問題点
 - 第二項 吉水入室の契機としての「行者宿報偈」
 - 第三項 吉水における親鸞の課題—「一切群生に説き聞かすべし」—
 - 第四項 法然における天親・曇鸞
 - 第五項 「六角堂夢告」と文明版「皇太子聖徳奉讃」
- 第四章 「愚禿釈の親鸞」

第一節 「禿の字を以て姓とす」－「親鸞」改名説の蓋然性－

- 第一項 末法について
- 第二項 「非僧非俗」の自覚
- 第三項 「禿」の隠喩－アイロニー－
- 第四項 「禿」の現実態－無戒名字の比丘－
- 第五項 法然・親鸞における「愚」の内実

第二節 吉水期の親鸞

- 第一項 『浄土論註』との邂逅
- 第二項 信心一異の諍論
 - 一、「諍論」の時期
 - 二、「諍論」の意義

第三節 親鸞における『浄土論註』の恩徳

- 第一項 「如実修行相應は信心ひとつにさだめたり」（「曇鸞和讃」）
- 第二項 如来の二種の回向との値遇
 - 一、如来回向の往還二種相
 - 二、法蔵菩薩の五念門行
- 第三項 「回向」をめぐる親鸞の試行錯誤
 - 一、真蹟坂東本『教行信証』における改訂・書改等
 - 二、和文聖教に見る書写・改訂

おわりに－師資相承の名としての「親鸞」－

あとがき

以下に各章の内容について、簡単にまとめておく。

第一章「善信」改名説の検討では、親鸞の曾孫である覚如が『拾遺古徳伝』において親鸞が元久2年以降「善信」と号したことを述べており、これが「善信」改名説の嚆矢であることを先ず確かめている。ただ覚如は『口伝鈔』などでは、「善信」を実名ではなく「房号」として扱っており、早くも混乱が見られると言う。これは「親鸞夢記」を見て書いたものであって、「六角堂夢告」の正確な伝承がすでに途絶えていたことによると筆者は推測している。

また、覚如の子である存覚も『六要鈔』で「善信」改名説を採っているが、その際に「綽空」を仮名と実名を兼ねた名であるとしており、そこには混乱を何とか収めようとする覚如の苦勞が見られると言う。

筆者は元久2年「親鸞」改名説に立って、「善信房綽空」から「善信房親鸞」に改めたと見ており、「善信」改名説を採る論考（井上円、鶴見晃）に対して逐一検討し反論している。

第二章「善信」史料の検討では、「善信」改名説の根拠とされてきた史料を一つ一つ検討している。その上で、『西方指南抄』に親鸞が署名として書いた「善信」は房号であること。文明版『正像末和讃』に置かれる「愚禿善信作」は親鸞没後に流布した「愚禿善信」が流伝の過程で混入したもの。あるいは蓮光寺本『親鸞聖人血脈文集』の中「建保4年文書」にある「釈善信」については、「善信」改名説が定着した後に制作された偽作文書。等と論じ、元久2年に実名として「善信」に改めた確かな証拠は存在しないと言い切っている。

第三章「夢告」については、『教行信証』後序に「夢の告に依って綽空の字を改めて」と記される「夢告」が何を指すのかを検討している。まずは覚如の『親鸞伝絵』で六角堂での夢告が「建仁第三」（1203年）と書かれたことにより起こった混乱について述べている。また、六角堂での夢告は「行者宿報」という点が大切であるにもかかわらず、「女犯」に焦点が当てられ、親鸞の妻帯にばかり結びつけられたことを押さえている。筆者は『選択集』付属・真影図画という師資相承の際の改名である点が大事であると述べる。

続いて、「善信」改名説で取り上げられる夢告の根拠とされてきた「三夢記」について検討を加えている。これは古田武彦氏によって親鸞の真作とされたが、筆者は後代の偽作と断じている。その理由として、建長2（1250）年に娘の覚信尼に授けられたとされるが、おそらくは漢文も読めず、上足の弟子とも言えない覚信尼に授けられたとは考えられないと述べている。

以上のことを踏まえて、筆者は改名につながった夢告は「六角堂夢告」と結論づけている。その際に、「行者宿報」の「行者」とは、法然の元に集う専修念仏の行者であると述べ、親鸞がこの偈文によってまず法然に入門し、その後に法然の教えの真実義を解明し救世観音の告命（一切群生に説き聞かすべし）に応えるために「親鸞」と改名したと推論している。

第四章「愚禿釈の親鸞」では、元久2（1205）年に改名したのは「親鸞」の名であり、その必然性を確かめようとしている。その際に、『教行信証』「後序」には改名された「名の字」は明記されていないが、それは改めて挙げる必要がなかった「省略」として見ている。そして、流罪を受けて「禿の字を以て姓とす」と親鸞が記すのは、「禿居士」という通念によるものでなく、最澄の『末法灯明記』に説かれる「無戒名字の比丘」としての名乗りであると述べている。

次に「吉水期の親鸞」においては、法然から曇鸞の『浄土論註』を与えられたと述べる。法然が『論註』を熟読していたことは明らかであり、また親鸞が越後流罪以降は『論註』を容易に入手できる環境にあったとは考えにくいという視点から述べられている。また、吉水期の「信心一異の諍論」を「親鸞」改名の原体験と位置付けている。諍論がいつのことであるかは明記されていないが、筆者は「親鸞」と改名する以前のことと考え、諍論の折の法然の言葉から後年に『教行信証』で展開する思想的課題を与えられたと述べている。

そして、法然から与えられた『浄土論註』によって、親鸞がどのような恩恵を受けたかを最後にまとめて述べている。内容から言えば、如来の二種回向による信心の獲得を明らかにしえたことであり、それは晩年の善鸞事件を契機として大幅な改訂が行われた親鸞の著作にまで見られる思想的格闘の跡であると押さえている。

「おわりに」で筆者自身がまとめているように、『教行信証』「後序」におかれる改名の記述は、『教行信証』撰述の「由来の縁」を語っているものであるという。それは、親鸞が「愚禿釈親鸞」の名で天親・曇鸞に直参して選択本願念仏の思想を展開する表明であり、「釈親鸞」として『教行信証』を書けという師法然からの命じられたものと押さえている。

II. 論文審査結果の要旨

本論文は、筆者の若い頃からの疑問について長年にわたり考察を重ねて来たものであり、

従来からの説を検証し直す為に、親鸞の全著作に当たるとともに、周辺の文献にも幅広く当たって確認していくという方法論を取っている。寺院の住職を勤めながら、資料を読み解いて継続的に研究を続けてきた成果でもある。その意味で、大変な労作であり、親鸞における元久2年時の改名について、取り上げるべき資料を網羅したものとしては、これまでにない研究と言える。

口述試問においては、筆者の考えを確かめると共に、異なった視点からの意見や残されている問題点について議論が重ねられた。今それをすべて挙げることはできないが、主なものを何点かにまとめて以下に示しておきたい。

- ・資料を検討していく際、親鸞の直筆が残っていないものについて偽作として立論している部分があるが、それでは伝承されてきたものを軽んじてしまうことになる。たとえば、古田武彦氏の説について、完全に否定しきれぬか、疑問が残るところである。また、後世のものについては基本的に厳しい批判を加えているが、一方で『選択集秘鈔』（行観）などが検討抜きに引用されるのはどうしてか。資料の扱い方に一貫性が見られない箇所がある。

- ・「親鸞」の名が法然から与えられたものであり、吉水期の元久2(1205)年のことであるという推論が全体を通して主張されているが、「綽空」の字を改めることの意味は何か、そこにどんな願いがあったかという点については十分な論考が加えられていない。

- ・「善信」を房号と見て、元久2年の改名が「善信房綽空」から「善信房親鸞」としているが、房号、実名、仮名、法名について、厳然とした区別が当時あったと断定できるか。混在ということもあるのではないか。特に親鸞の場合、「善信」を実名的に使っていることは否定できない。たとえば、『西方指南抄』の「七箇条制誡」にある「善信」という署名、また「御消息拾遺」第6通は遺言状的な性格をもっていると考えられるが、そこには「ぜんしん」として花押まで付けられている。はたして自称として房号を使うであろうか。

- ・「善信」改名の説（井上円氏、鶴見晃氏）に対して詳細な批判を加えているが、それらをまとめる際に、元の論者の意図が正確に押さえられていない箇所が見られる。自身の説に先立つ論を筆者の目でまとめてしまっているのではないか。

- ・改名の契機となった「夢の告」は六角堂における「行者宿報偈」だと述べられているが、この夢告から「親鸞」への改名を読み取るのは無理がある。在家の聖徳太子からの呼びかけということを考えれば、法然から教えを相承する立場が問題となったのではないか。とすれば、改名はおのずと「綽空」から「善信」となるのではないか。

- ・「親鸞」が法然から与えられた名であることを述べる中で、法然が『浄土論註』をすでに熟読しており、吉水時代にそれを親鸞に勧めたという点はもっと確かな検証が必要である。また、如来回向という課題を天親・曇鸞に学んだと述べているが、それは論として飛躍がある。法然にとっての善導の意義、なかでも三心積の学びが原点なのではないか。親鸞の三心積についての読み取りは有名であるが、それについては論じられていない。

・「愚禿釈親鸞」が『教行信証』を書き記していく際の名であることは間違いないが、誰に向けて書かれたものか、またどのような願いのもとに撰述されたかについて更なる検討が必要である。「名の字」については省略したとか、「夢の告」と書けばどの夢告を指すかすぐに理解できるというのであれば、『教行信証』は近しい者に向けて書かれたことになってしまう。

・親鸞が語る「非僧非俗」について、僧は「官僧」に非ず、俗については「俗学生」に非ずと述べられている。はたしてそれだけの意味に理解して良いであろうか。「信巻」の「愚禿悲歎述懐」では「釈」の字を外して書かれている。親鸞における「愚禿悲歎」ということと合わせて、再考する必要がある。

以上のように、筆者の論述に対して議論が交わされた。今後さらに検討されるべき問題は残されているが、これも筆者の網羅的な資料検討があって見えてきた課題である。筆者の論述を踏まえて、考察すべき問題点がさらに明確になったと言える。その意味で、親鸞関係の膨大な資料を渉猟し、親鸞への改名がいつのことであったか、また親鸞の名に託された願いは何であったかを明らかにするというという主題について、本論文はきわめて優れていると言える。また、「愚禿釈親鸞」の名で公にされた『教行信証』が天親・曇鸞の仕事を受け継ぐものであることを見定め、『浄土論註』の往還二回向についての考察を進めている。特に、坂東本の改訂や書き改め、和語聖教の書写および改訂の跡を辿った考察は、よく整理されている。これは、今回の「改名の研究」の範囲を越えるものではあるが、そのことがかえって、今後の研究の可能性を感じさせるものとなっており、大いに期待される。

審査に必要とされる最終試験および語学試験については、審査員全員により2020年6月10日に試問を行った。その結果、審査員一同一致して、籠 弘信に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。